

乙第7号議案

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、児童発達支援に係る運営に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。